

## 資格要件別表

### 該当する資格要件

(宅造法施行令第17条各号又は都計法施行規則第19条第1項イからトに規定する資格)

<b>ア 大学院等在学経験者</b>	：宅造令第17条第5号(宅造法告示1号)、都計法告示1号該当 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者
<b>必要な添付書類</b>	在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)
<b>イ 大学卒業者</b>	：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者
<b>必要な添付書類</b>	卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)
<b>ウ 3年課程の短期大学卒業者</b>	：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大(専門職大学の前期課程を含む)で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程を終了した後)、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程を終了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者
<b>必要な添付書類</b>	卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)
<b>エ 短期大学、高等専門学校卒業者</b>	：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者
<b>必要な添付書類</b>	卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)
<b>オ 高等学校卒業者</b>	：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者
<b>必要な添付書類</b>	卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)
<b>カ 認定講習会修了者</b>	：宅造令第17条第5号(宅造告示第4号)、都計告示38第2号該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で大臣認定講習を修了した者
<b>必要な添付書類</b>	認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式3号)
<b>指定の国家資格を有する者</b>	
<b>キ 技術士</b>	：宅造令第17条第4号(宅造告示第2号)、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者
<b>必要な添付書類</b>	認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式3号)
<b>ク 一級建築士</b>	：宅造令第17条第4号(宅造告示第3号)該当 建築士法による一級建築士の資格を有する者
<b>必要な添付書類</b>	一級建築士登録証の写し
<b>ケ その他の資格者</b>	：同等以上の知識及び経験を有する者として知事の認める者 建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者
<b>必要な添付書類</b>	資格登録証の写し 実務経験証明書(様式3号)

注)この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付 建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第39号」を表す。

## (参考)

### 宅地造成等規制法第 17 条

法第 9 条第 2 項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 國土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

### 都市計画法施行規則第 19 条

法第 31 条の國土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域の面積が一ヘクタール以上二十ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者
  - ロ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。ハにおいて同じ。）において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者
  - ハ ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者
- ニ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者
- ホ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち國土交通大臣が定める部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの
- ヘ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの
- ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第 19 条の 4 までの規定により國土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）がこの省令の定めるところにより行う講習（以下「講習」という。）を修了した者